

北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会の運営について

区分	釧路・根室地域公共交通活性化協議会	釧路地域生活交通確保対策協議会	根室地域生活交通確保対策協議会
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法 ・北海道生活交通確保対策協議会設置要綱 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ・北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱 ・北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法 ・北海道生活交通確保対策協議会設置要綱 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ・北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱 ・北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の作成・変更 ・事業計画の決定・事業報告の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線の確保に関する計画策定・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線の確保に関する計画策定・調整
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・振興局(2) ・市町村(13) ・事業者(4) ・公安委員会(1) ・道路管理者(2) ・運輸支局(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・振興局(地政・福祉) ・市町村(8) ・事業者(3) ・運輸産業労組(1) ・運輸支局(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・振興局(地政) ・市町村(5) ・事業者(2) ・運輸産業労組(1) ・運輸支局(1)
計画と補助制度の連動化	<p>毎年度、地域間幹線系統に係る『北海道釧路・根室地域公共交通計画「別紙」』を策定(R6.5～) →国が計画「本体」関連部分+計画「別紙」を認定</p>		

※ 当面は、釧路・根室地域公共交通活性化協議会と地域生活交通確保対策協議会を存続し、協議に際しては効率的な運営を行う。